

2019年
6月
Vol.111

フェイス
Faith
労政ながさき



「長崎県誰もが働きやすい職場づくり
実践企業 認証制度(Nびか)」ロゴマーク

CONTENTS

○Nびかをご活用ください	1	○労働相談Q & A	11
○職場環境づくりアドバイザー派遣	2	○労働相談情報センター	12
○Nびか企業認証書交付式を開催しました	3	○Nなびインターンシップ機能	13
○「時間を大切にする県、長崎県」を発表しました	4	○Nなび「企業と学生の交流機能」	14
○パート・有期雇用労働法の概要	5	○NR広告掲載企業募集	15
○業務改善助成金	7	○奨学金返済アシスト事業	16
○働き方改革推進支援センター	8	○長崎市勤労者サービスセンター・勤労福祉会館	17
○生産性向上訓練等、基礎的ITセミナーのご案内	9	○目的別支援制度一覧	18

人材確保・定着、働き方改革に「Nぴか」をご活用ください！

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度 (愛称:ながさきキラキラ企業)略称「Nぴか」

年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。



「仕事と育児・家庭の両立」、「働き方改革」、「女性の活躍推進・男女共同参画」の3分野50項目の得点が50%以上で、得点に応じて「一つ星」から「五つ星」を取得する5段階の認証制度となっています。

メリット

- ① 「Nぴか」特設ページやながさき県内就職応援サイト「Nなび」で優良企業として周知
- ② 合同企業面談会での表示や専用のロゴマークの利用が可能
- ③ 県の建設工事の入札参加者格付審査項目で加点
- ④ 日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金」において特別利率での融資
- ⑤ 県主催の合同企業面談会や説明会等への出展に有利
- ⑥ 求人票等に「Nぴか認証企業」と記載し、求職者に働きやすい職場であることをPR など

～Nぴか取得に向けた支援～

1 ワーク・ライフ・バランス企業内推進員養成研修

企業の経営戦略として、ワーク・ライフ・バランス(WLB)を始めとする「誰もが働きやすい職場づくり」を進めるためにどうしたらよいか、具体的な取組について習得し、自ら社内でもリーダー(キーパーソン)として推進する方を養成します。

- 対象:企業の経営者又は管理職等
(第1回から第4回まで参加可能な方)
- 参加料:無料
- 内容
第1回 WLBの必要性と推進役の役割を知る
第2回 自組織の課題を把握し計画を作成する
第3回 自組織の目標を設定する
第4回 アクションプランを発表する
※第4回は経営者の方の参加が必要です。

<開催スケジュール>

- 第1回:7月19日(金)
- 第2回:9月18日(水)
- 第3回:11月8日(金)
- 第4回:令和2年1月17日(金)
- ※場所 長崎県庁 311会議室

2 魅力ある職場づくり研修会

企業の労務管理者等を対象とした就業規則の作成についての講義を通して、参加企業の各種制度の充実を図るだけでなく、働き方改革関連法の施行を受けた企業の対応方法などの実践的な研修会を県内2箇所(長崎市・佐世保市)で開催します。

本研修は、単に労使間のトラブル防止のための規則的存在ではなく、経営者の理念と信念を反映し、組織の「働き方改革」の基盤になるもの、という視点に立った研修会です。

- 対象:企業の経営者、労務管理担当者等
- 参加料:無料
- 内容
第1部 就業規則全般コース
第2部 働き方改革対策コース
※両会場とも内容は同じ

<開催スケジュール>

- (佐世保会場)・日程 7月23日(火)
・場所 佐世保商工会議所 会議室
- (長崎会場)・日程 9月4日(木)
・場所 長崎県庁 大会議室

★長崎会場はWEB配信いたしますので、ご自分のパソコン上でどこにいても受講できます。

※Nぴか申請方法、研修開催内容については、Nぴかホームページまたは県ホームページに掲載しますのでご参照ください。

Nぴか

検索

Nぴか認証取得に向けた 職場環境づくりアドバイザーを派遣します

無料

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進など、働き方を見直して『Nぴか』認証を取得しませんか？

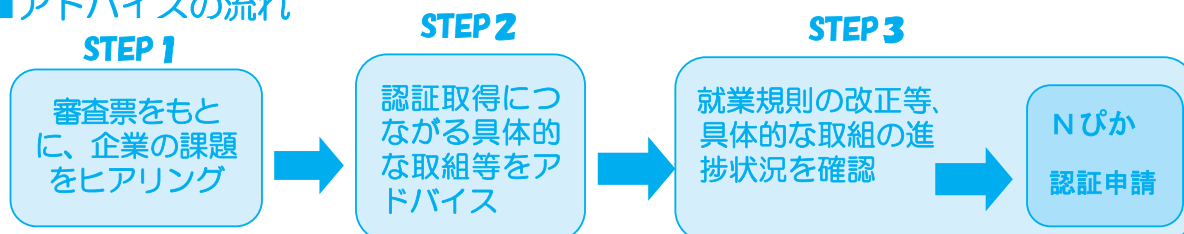
Nぴか認証申請を検討されている企業の皆さまのもとへ、専門家（社会保険労務士等）を無料で派遣し、認証取得を含む職場環境の改善についてアドバイスをを行います。（派遣前にNぴか審査票の自己チェックを提出いただき、派遣終了後はNぴか認証取得を行っていただきます）

■相談内容の一例 たとえば、このようなご相談に応じます。

- Nぴか認証申請したいけど、就業規則の見直しが必要でどうしてよいかわからない。
⇒ 育児・介護休業法等の最近の労働法令の改正を踏まえた改正のポイントをアドバイスし、認証取得をサポートします。
- ◎ 派遣を受けた企業の声
 - ・最新の法令を基に、就業規則を作成、見直しができてよかった。
 - ・有給休暇の時間単位での取得を導入、休みが取りやすくなった。
 - ・ハラスメントの防止規定を定めることができた。

◎『Nぴか』は、年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の優良企業を、県が認証する制度です。

■アドバイスの流れ



■派遣先

県内の事業所など
（就業規則研修会またはワーク・ライフ・バランス企業内推進員養成研修会等への参加実績があること。）

■派遣・相談料

無 料

■派遣回数等

1回2時間程度、1事業所3回まで

■申込方法

所定の申込書に必要事項をご記入し、令和元年12月25日（水）までにNぴかWEB申請システムより送信していただくか、下記宛先へ郵送またはFAXしてください。

審査票は、NぴかWEB申請システムより送信してください。
なお、予算がなくなり次第、募集を終了します。

■お申し込み・お問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部雇用労働政策課（労政福祉班）

TEL：095-895-2714

FAX：095-895-2582

◆※「Nぴか」の詳細及びアドバイザー派遣については、こちら ⇒

Nぴか

検索

平成30年度Nぴか企業認証書交付式を開催しました



平成31年3月15日（金）、誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nぴか）の平成30年度交付式を開催いたしました。平成30年度に認証取得した企業のうち23社に出席いただき、認証書を交付しました。また、メットライフ生命保険（株）長崎サイトに同社のダイバーシティ&インクルージョンとワーク・ライフ・バランスの取組の紹介を、ANAコンポーネントテクニクス（株）長崎事業所に平成30年度に参加いただいたワーク・ライフ・バランス企業内推進員養成研修について発表いただきました。

さらに、平成31年4月から段階的に施行される働き方改革関連法について、長崎労働局から説明いただきました。出席者の今後更なる職場環境改善のためのヒントとなるお話を聞くことができました。出席・発表いただいた皆様ありがとうございました。

Nぴか企業64社（R1.6.7現在）

AI G損害保険株式会社長崎ビジネスサービス部（長崎市）、ANAコンポーネントテクニクス株式会社長崎事業所（諫早市）、ANAテレマート株式会社長崎支店（長崎市）株式会社HAC長崎オフィス（長崎市）、NBC情報システム株式会社（長崎市）、株式会社NDKCOM（長崎市）、株式会社PAL構造（長崎市）、税理士法人アップパートナーズ長崎オフィス（長崎市）、医療法人祐里会姉川病院（諫早市）、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社長崎サイト（長崎市）、アリエス株式会社（平戸市）、株式会社イシマル（長崎市）、株式会社イデックスリテール西九州（諫早市）、井手薬品株式会社（佐世保市）、株式会社烏川商事（佐世保市）、株式会社エイコー商事（佐世保市）、永代ハウス株式会社（佐世保市）、株式会社エミネントスラックス（松浦市）、大阪鋼管株式会社（佐世保市）、株式会社亀山電機（長崎市）、株式会社橘高（佐世保市）、九州労働金庫長崎県本部（長崎市）、九州ワーク株式会社（佐世保市）、共新電設工業株式会社（佐世保市）、医療法人協治会紅葉病院（長崎市）、合同会社心の恵上山（諫早市）、株式会社西海福祉の森（佐世保市）、株式会社三基（長崎市）、社会医療法人三校会（諫早市）、島原ソフトウェア株式会社（島原市）、医療法人重工記念長崎病院（長崎市）、株式会社十八銀行（長崎市）、株式会社新長崎製作所（諫早市）、社会福祉法人正道会（長崎市）、株式会社大東設備（川棚町）、大和リース株式会社長崎支店（長崎市）、医療法人保善会田上病院（長崎市）、税理士法人中央総合会計事務所長崎オフィス（長崎市）、チューリッヒ保険会社長崎オフィス（長崎市）、株式会社チョープロ（長与町）、株式会社ディーエスブランド（長崎市）、株式会社ドゥアイネット（長崎市）、東京海上日動火災保険株式会社長崎支店（長崎市）、医療法人稲仁会三原台病院（長崎市）、長崎県中小企業団体中央会（長崎市）、社会福祉法人長崎厚生福祉団（長崎市）、株式会社長崎新聞社（長崎市）、国立大学法人長崎大学（長崎市）、長崎県商工会連合会（長崎市）、長崎菱電テクニカ株式会社（時津町）、株式会社中原建設（対馬市）、社会福祉法人南高愛隣会（諫早市）、株式会社西日本流体技研（佐世保市）、株式会社ネクスト・プラス事務所（諫早市）、株式会社浜屋百貨店（長崎市）、社会福祉法人平成会（長崎市）、株式会社松尾青果（南島原市）、株式会社ミカド観光センター（南島原市）、メットライフ生命保険株式会社長崎サイト（長崎市）、メルコアドバンストデバイス株式会社（諫早市）、株式会社山縣（佐世保市）、株式会社ヤマサキ（長崎市）、社会福祉法人遊歩の会（長崎市）、リコージャパン株式会社長崎支社（長崎市）

働き方改革の実現を目指し、 「時間を大切にできる県、長崎県」を発表しました。

行政や労働者団体、経済団体等で構成する「ながさき働き方改革推進協議会」は本年4月から順次施行される「働き方改革関連法」のさらなる広報を図り、確実な履行確保を進めるために、構成団体が連携した取り組みをアピール文として発表しました。

【ながさき働き方改革推進協議会 構成員】

長崎県経営者協会、長崎県中小企業団体中央会、
長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、
日本労働組合総連合会長崎県連合会、
長崎県、九州経済産業局、長崎労働局



アピール文

「時間を大切にできる県、長崎県！」に取り組みます

本県においては、年間総労働時間が全国平均より長く、年次有給休暇の取得率が低調な状況にあり、年齢や性別に関わらず、誰もがいきいきと暮らし、働くことができる地域づくりを進めるためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、県内に魅力ある職場を作り出していくことが重要です。

私たち、県内の労使団体と行政は、平成22年11月にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指した『長崎県7者宣言』で長時間労働の改善を始めとして年次有給休暇の取得促進や仕事と生活の調和のとれた働き方を推進することを宣言し、その後も、「ながさき働き方改革推進協議会」として、その取り組みを継続的に行ってきました。

また、若者の県外流出、急速に進む少子高齢化といった喫緊の課題に対応し、若者をはじめとした人材の県内定着と優秀な人材の確保を進めるため、県内企業の採用力強化に向けた主体的な取組を促すととともに、長崎県働き方改革推進支援センターの専門家による支援や誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nぴか）のさらなる取得拡大など県内企業における職場環境の改善に取り組んでいます。

平成31年4月からは、「働き方改革関連法」が順次施行され、「働き方改革」への取組が本格化する中、私たちは、いきいきと働き暮らせる社会づくりのため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、すべての人にとって「働く時間」「生活する時間」「休息する時間」のそれぞれの価値を高めていくことに取り組めます。

平成31年3月28日

「ながさき働き方改革推進協議会」

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます

正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日から適用されます（中小企業は2021年4月1日から）

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

**非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者^{※2}）
について、以下1～3を統一的に整備します**

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、以下の1～3が整備されます。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

**均衡待遇規定〈法第8条〉
(不合理な待遇差の禁止)**

①職務内容^{※4}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

**均等待遇規定〈法第9条〉
(差別的取扱いの禁止)**

①職務内容^{※4}、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※4 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

① 均衡待遇規定について、個々の待遇^{※5}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。〈法第8条〉

※5 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。〈法第9条〉

③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、ガイドライン（指針）を策定。〈法第15条〉

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	① △ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	② × → ○+労使協定
ガイドライン（指針）	× → ○	× → ○	③ × → ○

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。

- ① 有期雇用労働者に対する、雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。〈法第14条第1項、第2項〉
- ② パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務を創設。〈法第14条第2項〉
- ③ 説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止規定を創設。〈法第14条第3項〉

【改正前→改正後】 ○：規定あり ×：規定なし

	パート	有期	派遣
雇用管理上の措置の内容 ^{※6} の説明義務（雇入れ時）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項の説明義務（求めがあった場合）	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由の説明義務（求めがあった場合）	× → ○	× → ○	× → ○
不利益取扱いの禁止	× → ○	× → ○	× → ○

※6 賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用など

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

行政による助言・指導等や行政ADRの規定を整備します。
都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

- ① 有期雇用労働者についても、行政による助言・指導等の根拠となる規定を整備します。〈法第18条〉
- ② 「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。〈法第24条、第25条、第26条〉

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○

パートタイム・有期雇用労働法 に関するお問い合わせは
長崎労働局 雇用環境・均等室 まで
 （長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階 TEL 095-801-0050）